

# 法令 No.8 使用者等の義務②

## 第 56 回 (2011 年)

問 22 合併等に関する次の文章の [ A ] ~ [ D ] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められ

ているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可使用者である法人の合併の場合（許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が [ A ]）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物又は当該許可に係る放射線発生装置並びに [ B ] 等を一体として承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について文部科学大臣の [ C ] を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物若しくは放射線発生装置並びに [ B ] 等を [ D ] は、許可使用者の地位を承継する。」

	[ A ]	[ B ]	[ C ]	[ D ]
①	存続するときを除く。	使用施設	認可	一体として承継した法人
2	存続するときに限る。	放射線施設	認可	一体として承継した法人
3	存続するときに限る。	貯蔵施設	許可	承継した法人
4	存続するときを除く。	使用施設	許可	承継した法人
5	存続するときを除く。	放射線施設	許可	承継した法人

問 23 使用の廃止等の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 特定放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、その許可に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止するときは、使用の廃止の日の 30 日前までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者が、その許可に係る放射線発生装置のすべての使用を廃止するときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したときは、使用の廃止の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 表示付認証機器届出使用者が、その届出に係る表示付認証機器のすべての使用を廃止したときは、使用の廃止の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 1 ABC のみ    2 AB のみ    3 AD のみ    ④ CD のみ    5 BCD のみ

問 24 使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを使用している許可使用者が、許可証に記載されている放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、使用の廃止の日から 3 月後に、その所有する放射性同位元素のすべてを届出販売業者に譲り渡した。
- B 密封されていない放射性同位元素のみを使用している許可使用者が、許可証に記載されている放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、放射線取扱主任者として選任されていた者に廃止措置の監督をさせた。
- C 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、放射線業務従事者の受けた放射線の量の測定結果の記録を使用の廃止の日から 10 日後に、文部科学大臣の指定する機関に引き渡した。
- D 表示付認証機器届出使用者が、その届出に係る表示付認証機器のすべての使用を廃止したため、使用の廃止の日に、その届出に係る表示付認証機器を届出販売業者に譲り渡した。
- 1 ABC のみ    2 ABD のみ    3 ACD のみ    ④ BCD のみ    5 ABCD すべて

問 25 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素のみを使用している特定許可使用者が、使用を廃止したときは、使用を廃止した日に所持していた放射性同位元素を使用の廃止の日から 30 日間、所持することができる。
- B 許可を取り消された許可使用者は、その許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、許可を取り消された日から 30 日間、所持することができる。
- C 許可使用者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その運搬の委託を受けた放射性同位元素を、委託を受けた日から荷受人に引き渡すまでの間、所持することができる。
- D 届出販売業者が、放射性同位元素の運搬を委託された場合は、その届け出た種類の放射性同位元素以外であっても、運搬のために所持することができる。
- ① ABC のみ    2 AB のみ    3 AD のみ    4 CD のみ    5 BCD のみ